

“黒井不法投棄は犯罪”を市に認めさせよう会(仮名)準備会

4月19日(土) 13:30~16:00

下関市勤労福祉会館 クラブA

※本『“黒い巨塔”の闇に光を』をご持参ください。ない方はご連絡下さい。

黒井不法投棄は「詐欺、不法投棄、不動産侵奪」という三つの犯罪であり、その被害者・金山三郎さんの訴えを市や警察が平気で無視し続けているために解決しません。熊本一規明治学院大学名誉教授は「法を無視した廃棄物行政が数十年も続いていることは、他に類例を見ないほど、お粗末でひどいことです」と下関市政を批判しておられます。下関市や警察が三つの犯罪の被害者の訴えを16年間以上も無視し続けていますが果たして許されることでしょうか？

無視され続けた犯罪被害者は下関市を検察庁下関支部に刑事告訴しました。しかしそれも棚上げ状態に置かれたため、その告訴状の内容を世に問うために本『“黒い巨塔”の闇に光を』を刊行しました。本に掲載された証拠は金山さんが徹底した情報公開請求で公開させた公文書であり、この本から下関市がいかに職権濫用を行っているかを知ることができます。それをしっかりと理解して、次の段階に進めるためにこの本を元にして共に学び合いたいと思います。

昨年12月20日に前田市長は下関市犯罪被害者等支援条例を公布しました。

[下関市犯罪被害者等支援条例 24-12-20制定.pdf](#)

この条例は犯罪被害者等基本法をベースにしたものであり、市は「犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援が途切れることなく提供されるよう行われなければならない。」(第3条第3項)、「市は、犯罪被害者等の支援に関する施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の総合的な支援体制の整備に努めるものとする。」(第4条第2項)等とあります。

金山氏を犯罪被害者ではないというのなら、下関市では同様な産業廃棄物不法投棄と不動産侵奪犯罪による次なる被害者が必ず出ることでしょう。(犯罪ではないのですから)

同様の犯罪を再発防止のためにも黒井不法投棄問題は被害者が救済されねばなりません。そのための取り組みを一段と強化するためにぜひともご参加のほど、どうぞよろしくお願い致します。

2025年4月1日

ニッコリ会・下関 代表 欽野保雄 090-4898-0128

ご遺骨は発見されるか **歴史的**日韓共同潜水調査見に行こう

長生炭鉱の日韓共同潜水調査等が明日から行われます。時間をとってぜひ現地に行きませんか？

4/1（火） 12時～ 日韓共同潜水調査 /4/2（水） 11時～ 日韓共同潜水調査

4/3（木） 9時～ 伊左治さん単独潜水調査 /4/4（金） 9時～ 伊左治さん単独潜水調査



炭鉱（ヤマ）の神いつもここの祠を拝んで入坑



祠の後ろにはトロッコ巻き揚げ機やボタ山があった。左下は坑口をふさいでいた松の板



坑口のコンクリートがれき～坑口を開くために排出したものが展示されている



炭鉱の神祠から下ると坑口。潮の干満の影響受け、この時は満潮。坑口高さ1.6m、幅2.2m



沖のピーヤ内で障害物撤去の潜水作業（3/20）



取り出された松の木の廃材、ズシリ重い